

静岡県社会保険労務士会との連携による出前講座の開催について

本市では、令和7年9月9日に静岡県社会保険労務士会と「市内事業所等の推進する働き方改革等の取り組みの支援、健全な運営管理及び労働者等の福祉向上」を目的に、連携協定を締結しております。

このたび、連携協定における協力事項の一つであるワークルール(※)教育の推進に基づき、当課が実施する出前講座において、静岡県社会保険労務士会所属の社会保険労務士から「働くことの大切さやルール、社会の仕組み」について講義していただきます。

静岡県社会保険労務士会との連携による出前講座は今回が初めてとなりますので、ぜひ取材いただきますようお願いいたします。

1 出前講座概要

- (1) 日時 令和8年6月11日(木) 13時15分～14時00分
- (2) 会場 浜松市立伎倍小学校(浜松市浜名区貴布祢2646)
- (3) 対象 伎倍小学校6年生 69名
- (4) 内容
 - ・「職業のあれこれ～働くことを学ぼう～」(講師:労働政策課)
 - ・働くことについて知る・考える・ルールを学ぶ
 - 「将来の働く自分」のイメージに繋げる(講師:静岡県社会保険労務士会)

2 取材に関する留意事項について

- (1) 取材にお越しいただける場合には、6月9日(火)17時までに下記連絡先までにご連絡いただきますようお願いいたします。
- (2) 写真撮影等を行う際には、在籍する児童や教職員の顔が映り込まないように、ご配慮をお願いいたします。

(※) ワークルール

労働時間や賃金、安全、ハラスメント防止等、働く人が安心して働くために守られるべき基本的なルール

【お問合せ先】

浜松市産業部労働政策課

TEL:053-457-2115

Mail:rose@city.hamamatsu.shizuoka.jp